文化勲章令

勅 令 第 九 号昭和十二年二月十一日

朕文化勲章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 文化勲章令

文化勲章ハ文化ノ発達ニ関シ勲績卓絶ナル者ニ之ヲ賜フ

綬	環	鈕	章	
幅三·七糎	金小形橢円	金橘葉実	金橘花径六・六糎	文化勲章
織地淡紫色		葉緑色七宝、実淡緑色七宝	色七宝、曲玉白色七宝、地赤花弁白色盛上七宝、重廓間蕊金地	製

文化勲章 [図略]

文化勲章綬 [図略]

文化勲章略綬(淡紫色径一糎図ノ如キ同色ノ翼ヲ附ス) [図 略]

附 則 文化勲章ハ綬ヲ以テ胸部中央ニ之ヲ佩ブ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス